

会 議 結 果 報 告 書

令和4年6月16日

会議の名称	臨時庁議
開催日時	令和4年6月16日（木）15時30分～15時45分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計14人)
欠席者職氏名	議会事務局長 北村竜一
説明員職氏名	【付議】 1、2 総合行政部長 村山修 【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 総務部長 豊島俊二 3 上下水道部長 細田雄二
議 題	【付議】 1 工事請負契約の変更契約の締結について(志木市新庁舎建設工事) (総合行政部) 2 工事請負契約の変更契約の締結について(志木市新庁舎人工地盤建設工事 (総合行政部)) 【報告】 1 令和4年志木市議会6月定例会提出議案(追加)について (総合行政部) 2 令和4年度志木市一般会計補正予算について (総務部) 3 令和4年度志木市水道事業会計補正予算(第1号)につい

	て（上下水道部）
結 果	【付議】 1、2 了承 【報告】 1～3 了解
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
開会 総合行政部長が開会を告げる。 【付議】 1 工事請負契約の変更契約の締結について（志木市新庁舎建設工事）（総合行政部） ○概要説明：総合行政部長 志木市新庁舎建設工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。 （1） 工事名 志木市新庁舎建設工事 （2） 工事場所 志木市中宗岡1丁目1番1号 （3） 履行期限 令和4年6月30日 （4） 変更請負代金額 金6,079,524,000円 （5） 今回変更による増額 金94,556,000円 （6） 受注者 鹿島建設株式会社 関東支店 （7） 変更内容 材料費の高騰に伴う、志木市建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の適用による、請負代金額の変更をするものである。 ○質疑応答等 特になし 2 工事請負契約の変更契約の締結について（志木市新庁舎人工地盤建設工事）（総合行政部）	

○概要説明：総合行政部長

志木市新庁舎人工地盤建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

- (1) 工事名 志木市新庁舎人工地盤建設工事
- (2) 工事場所 志木市中宗岡1丁目1番1号
- (3) 履行期限 令和4年6月30日
- (4) 変更請負代金額 金661,976,000円
- (5) 今回変更による増額 金18,476,000円
- (6) 受注者 関口工業株式会社
- (7) 変更内容 材料費の高騰に伴う、志木市建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の適用等による、請負代金額の変更をするものである。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 令和4年志木市議会6月定例会提出議案（追加）について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

6月定例会に追加提出する議案は4件である。

議案4件

補正予算	2件
工事請負契約の変更契約の締結	2件

○質疑応答等

特になし

2 令和4年度志木市一般会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和4年6月定例会に追加議案として提出する補正予算は、次のとおりである。

- ・令和4年度一般会計補正予算（第5号）

【内容】

(単位：千円)

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第5号）	29,507,033	287,789	→ 29,794,822

○質疑応答等

特になし

3 令和4年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した原油価格・物価高騰対策事業の一環として、水道基本料金を6か月間無料化することに伴い予算措置するものである。

1 水道事業収益		2,600千円
1 営業収益		2,600千円
1 給水収益	1 水道料金	△187,400千円
3 その他営業収益	8 他会計補助金	190,000千円
2 水道事業費用		2,600千円
1 営業費用		2,600千円
4 業務費	19 委託料（システム改修）	2,600千円

【内容】

- (1) 対象 公的機関及び富士見市供給分を除く全利用者
- (2) 内容 基本料金（相当分）の減免（全額）
- (3) 期間 システム改修の翌月の検針分から6か月間行う。9月開始見込み。
- (4) 根拠 志木市水道事業給水条例第27条
- (5) 県内の状況（6月1日時点）

実施 17 団体

2 か月 5 団体、4 か月 7 団体、6 か月 3 団体、検討中 2 団体

内容 基本料金（全額 13 団体、半額 2 団体）

その他 2 団体

※下水道使用料は、実施しない。

○質疑応答等

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。